

○ 経営体育成促進事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2432号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第3の1の(1)のイの認定農業者の数には、告示第一号のイの基準を満たす農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員のうち常時従業者の数（ただし、地区外に経営農用地を有する<u>農地所有適格法人</u>にあっては、<u>当該地区</u>内の経営等農用地面積と当該法人の経営農用地面積の割合から案分し、常時従業者数を算出することとする（小数点以下切り上げ。）を、告示第一号のハを満たす特定農業団体にあっては特定農業団体数を含めることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要綱第3の5の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、<u>農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「競争力要領」という。）</u>別紙1－2の<u>第3の1の(4)</u>のアからカまでのいずれかに該当するものであることとする。</p>	<p>第2 事業の実施要件</p> <p>1 要綱第3の1の(1)のイの認定農業者の数には、告示第一号のイの基準を満たす農地所有適格法人にあっては当該法人の構成員のうち常時従業者の数（ただし、地区外に経営農用地を有する<u>農業生産法人</u>にあっては<u>当該地区</u>内の経営等農用地面積と当該法人の経営農用地面積の割合から案分し、常時従業者数を算出することとする（小数点以下切り上げ。）を、告示第一号のハを満たす特定農業団体にあっては特定農業団体数を含めることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 要綱第3の5の農村振興局長が別に定める基準を満たすこととは、<u>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知）</u>別紙1－2の<u>第3の1の(6)</u>のアからカまでのいずれかに該当するものであることとする。</p>
<p>第3 実施対象地区</p> <p>1 要綱第4の(1)のアの農村振興局長が別に定めるものとは、<u>競争力要領</u>別紙1－1の<u>第3の1</u>に規定する経営体育成型、<u>2</u>に規定する耕作放棄地型、<u>3</u>に規定する中山間地域型及び<u>4</u>に規定する中山間傾斜農地型並びに別紙3の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。</p> <p><u>2</u> 要綱第4の(1)のイの農村振興局長が別に定めるものとは、<u>水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。以下「高度化要領」という。）</u>別紙2の第3の1の(2)のアに規定する畑地帯担い手育成型をいう。</p> <p><u>3</u> 要綱第4の(1)のウの農村振興局長が別に定めるものとは、農村地域復興再生基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号・24生畜第2233号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知。以下「復興再生要領」という。）別紙2－1の第3の1に規定する経営体育成型、2に規定する畑地帯担い手育成型及び4に規定する耕作放棄地型をいう。 (削る。)</p> <p>4 要綱第4の(1)のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号・<u>21農振第2454号</u>・<u>21林整計第336号</u>・<u>21水港第2724号</u>農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「<u>農山交付金要領</u>」という。）別紙1－1<u>運用1の第2の1</u>に規定する経営体育成型及び<u>2</u>に規定する耕作放棄地型、<u>運用4の第4の1</u>の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型並びに別紙2<u>運用2の第2の1</u>に規定する畑地帯担い手育成型をいう。</p> <p>5 要綱第4の(1)のオの農村振興局長が別に定めるものとは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産省事務次官依命通知。以下「<u>沖縄交付金要綱</u>」という。）別紙1<u>運用1の第2</u>に規定する経営体育成型及び耕作放棄地型並びに<u>運用4の第2</u>に規定する畜産担い手総合整備型並びに別紙3<u>運用2の第2</u>に規定する畑地帯担い手育成型をいう。</p>	<p>第3 実施対象地区</p> <p>1 要綱第4の(1)のアの農村振興局長が別に定めるものとは、<u>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知）</u>別紙1－1の<u>第2の1</u>に規定する経営体育成型、<u>2</u>に規定する畑地帯担い手育成型、<u>4</u>に規定する耕作放棄地型、<u>5</u>に規定する中山間地域型及び別紙2の第4の1の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。 (新設)</p> <p><u>2</u> 要綱第4の(1)のイの農村振興局長が別に定めるものとは、農村地域復興再生基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2171号農林水産省農村振興局長通知）別紙2－1の第3の1に規定する経営体育成型、2に規定する畑地帯担い手育成型及び4に規定する耕作放棄地型をいう。</p> <p><u>3</u> 要綱第4の(1)のウの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知）別表の1の事業名欄の基盤整備のうち要件類別6に定める事業をいう。</p> <p>4 要綱第4の(1)のエの農村振興局長が別に定めるものとは、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、<u>21農振第2454号</u>農林水産省農村振興局長、<u>21林整計第336号</u>林野庁長官、<u>21水港第2724号</u>水産庁長官通知）別紙1－1の<u>第3の1</u>に規定する経営体育成型、<u>2</u>に規定する畑地帯担い手育成型、<u>4</u>に規定する耕作放棄地型及び別紙5の<u>第5の1</u>の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。</p> <p>5 要綱第4の(1)のオの農村振興局長が別に定めるものとは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産省事務次官依命通知）別紙1の<u>第3の1</u>に規定する経営体育成型、<u>2</u>に規定する畑地帯担い手育成型、別紙5の耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業及び別紙9の<u>第5の1</u>の表の種類の欄の畜産担い手総合整備型をいう。</p>

う。

- 6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。
- (1) 競争力要領別紙1-1の第6の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画、第5の2に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第6の2に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは第6の3に定める特定地域経営体育成等促進・高収益作物導入促進計画又は別紙3の第4に定める畜産活性化計画
- (2) 高度化要領別紙2の第6の2に定める農業農村活性化計画
- (3) 復興再生要領別紙2-1の第6の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは2に定める農業農村活性化計画又は第5の4に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第6の4に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画
- (4) 農山交付金要領別紙1-1運用1の第5の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは第4の2に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第5の2に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第5に定める畜産活性化計画又は別紙2運用2の第5の1に定める農業農村活性化計画
- (5) 沖縄交付金要綱別紙1運用1の第2に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び遊休農地利用増進土地改良整備計画若しくは運用4の第2に定める畜産活性化計画又は別紙3運用2の第2に定める農業農村活性化計画
- 7 要綱第5に定める事業の採択を受けた地区において、その一部の施行を同一の事業実施主体が国の補助を受けて行うその他の事業により実施する場合にあっては、当該その他事業の実施地区を引き続き実施対象地区とする。

第4～第7 (略)

別記様式1・別記様式2 (略)

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営体育成促進事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2388号農林水産省農村振興局長通知）の規定に基づき実施され、この通知の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。

- 6 要綱第4の(3)の別に農村振興局長が定める促進計画等とは、次に掲げる計画をいう。

- (1) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長通知）別紙1-1の第5の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは2に定める農業農村活性化計画、第4の4に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第5の4に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画又は別紙2の第4に定める畜産活性化計画

(新設)

(新設)

- (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）別紙1-1の第6の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは2に定める農業農村活性化計画、第5の4に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第6の4に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画又は別紙5の第6に定める畜産活性化計画

- (3) 沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産省事務次官依命通知）別紙1の第5の1に定める基盤整備関連経営体育成等促進計画若しくは2に定める農業農村活性化計画、別紙5の第4の1に定める耕作放棄地解消等基盤整備基本構想及び第5の1に定める遊休農地利用増進土地改良整備計画又は別紙9の第6に定める畜産活性化計画

(新設)

第4～第7 (略)

別記様式1・別記様式2 (略)